○外務省告示第八十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第一項第二号の規定に基づき、外務省の施設であって、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設を指定し、平成二十三年四月一日から施行することとしたので、同令第二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日

外務大臣　松本　剛明

施設の名称及び所在地　外務省大臣官房総務課外交史料館　東京都港区麻布台一丁目五番三号

○外務省告示第八十五号

平成二十三年三月八日にモンロビアで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の二の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年三月二十二日

外務大臣　松本　剛明

（独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関して千九百七十九年三月二十日に日本国政府とリベリア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関して二千九年一月三十一日に日本国政府とリベリア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにリベリア共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会により二千十年六月二十九日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十年七月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十年六月三十日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、百四億九百八十二万五千七百九十二円（一〇、四〇九、八二五、七九二円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びリベリア共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、リベリア共和国政府の権限のある当局は、財務省である。

3　債務は、リベリア共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千十年七月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　リベリア共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、リベリア共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をリベリア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年三月八日にモンロビアで

リベリア共和国駐在

日本国特命全権大使　片上慶一

リベリア共和国財務大臣

オーギュスティン・Ｋ・ヌガファン閣下

（リベリア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をリベリア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年三月八日にモンロビアで

リベリア共和国財務大臣

オーギュスティン・Ｋ・ヌガファン

リベリア共和国駐在

日本国特命全権大使　片上慶一閣下

（株式会社日本政策金融公庫・国際協力銀行関係の債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関して千九百七十五年二月二十八日に日本国政府とリベリア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関して二千九年一月三十一日に日本国政府とリベリア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにリベリア共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会により二千十年六月二十九日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、株式会社日本政策金融公庫・国際協力銀行（以下「ＪＢＩＣ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十年七月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十年六月三十日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、五十五億六千百八万九千三百六十八円（五、五六一、〇八九、三六八円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びリベリア共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、リベリア共和国政府の権限のある当局は、財務省である。

3　債務は、リベリア共和国政府に対してＪＢＩＣが行う免除の通告により免除されることになる。二千十年七月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　リベリア共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、リベリア共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をリベリア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年三月八日にモンロビアで

リベリア共和国駐在

日本国特命全権大使　片上慶一

リベリア共和国財務大臣

オーギュスティン・Ｋ・ヌガファン閣下

（リベリア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をリベリア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年三月八日にモンロビアで

リベリア共和国財務大臣

オーギュスティン・Ｋ・ヌガファン

リベリア共和国駐在

日本国特命全権大使　片上慶一閣下